賃貸借契約書(案)

京都府を甲とし、<mark>(採用決定後記入)</mark>を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり賃貸借契約を締結する。 (契約物件)

第1条 乙は、その所有する次の物件を甲に賃貸するものとする。 コンピュータ教室情報教育機器 一式 (別添仕様書のとおり) (用途)

- 第2条 甲は、契約物件を京都府立桂高等学校農場コンピュータ教室情報教育機器として使用する。 (賃貸借期間)
- **第3条** 賃貸借の期間は、令和8年2月1日から令和14年1月31日までとする。 (賃借料)
- **第4条** 賃借料は、月額 <mark>(採用決定後記入)</mark>円とする。
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (採用決定後記入)円)
- 2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。
- 3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、 第1項の賃借料を改定する必要が生じたときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。 (賃借料の支払)
- 第5条 乙は、各月分の賃借料の支払を翌月以降において甲に対して書面をもって請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に賃借料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等)

- **第5条の2** 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(形状等の変更)

- **第6条** 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。 (転貸等の禁止)
- 第7条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。 (契約の解除)
- **第8条** 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。) に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等による解除)

- 第9条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (4) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) が、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条 の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

- **第10条** 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第8条の規定によりこの契約が解除された場合に おいて、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。 (損害賠償の予定)
- 第11条 乙は、第9条各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は 甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支 払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独 占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項 で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

- **第12条** 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能(以下本条において「履行不能等」という。)となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(相殺予約)

- **第13条** この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来 すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。 (原状回復)
- **第14条** 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、乙の指定する期日までに、通常の損耗及び経年劣化を除き、契約物件を原状に回復して乙に返還するものとする。
- 2 乙は、甲が前項の義務を怠ったときは、自ら原状に回復し、これに要した費用の償還を甲に請求することができる。
- 3 乙は、前項の規定により甲が契約物件を返還しようとするときは、契約物件のハードウェアのうちハード ディスク、SSD等の記憶装置(以下「記憶装置」という。)について、物理的又は磁気的な破壊若しくはデータ消去ソフトにより記憶装置の全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置(以下「抹消措置」と

- いう。)を行い、職員の確認を受けた上で引き取るものとする。なお、抹消措置及び引取に要する費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により契約物件の抹消措置を完了したときは、直ちに抹消措置を実施した日時、場所、担当者の氏名、確認を受けた職員の氏名、記憶装置のシリアル番号、抹消措置前後の画像を含む抹消措置内容を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (個人情報の保護)
- 第15条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第57号) その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、 又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
 - (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
 - (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
 - (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、 乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
 - (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
 - (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

- 第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。(協議)
- **第17条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和<mark>○○</mark>年<mark>○○</mark>月<mark>○○</mark>日

甲 住 所 京都市西京区川島松ノ木本町27

氏 名 京都府立桂高等学校長 柏木 佳久

印

乙 住 所 0000000

氏名 000000

ED